

令和2年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

稲城市監査委員

目 次

健全化判断比率審査意見書

第1	審査の概要	
1	審査の対象及び範囲	1
2	審査の実施期間	2
3	審査の手続	2
第2	審査の結果	2
第3	比率の概要	
1	実質赤字比率について	3
2	連結実質赤字比率について	4
3	実質公債費比率について	5
4	将来負担比率について	6
第4	審査意見	6

資金不足比率審査意見書

第1	審査の概要	
1	審査の対象及び範囲	7
2	審査の実施期間	7
3	審査の手続	7
第2	審査の結果	7
第3	比率の概要	
1	病院事業会計の資金不足比率について	8
2	下水道事業会計の資金不足比率について	9
第4	審査意見	9

* 意見書の表中に用いる金額は、国の算定様式に基づいて算出したものである。

* 意見書の文中及び表中に用いる比率は、国の算定基準に基づいて算出したものである。

(写)

稲 監 第 378 号

令和 3 年 8 月 20 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 牧 修

稲城市監査委員 池 田 英 司

令和 2 年度健全化判断比率の審査意見について

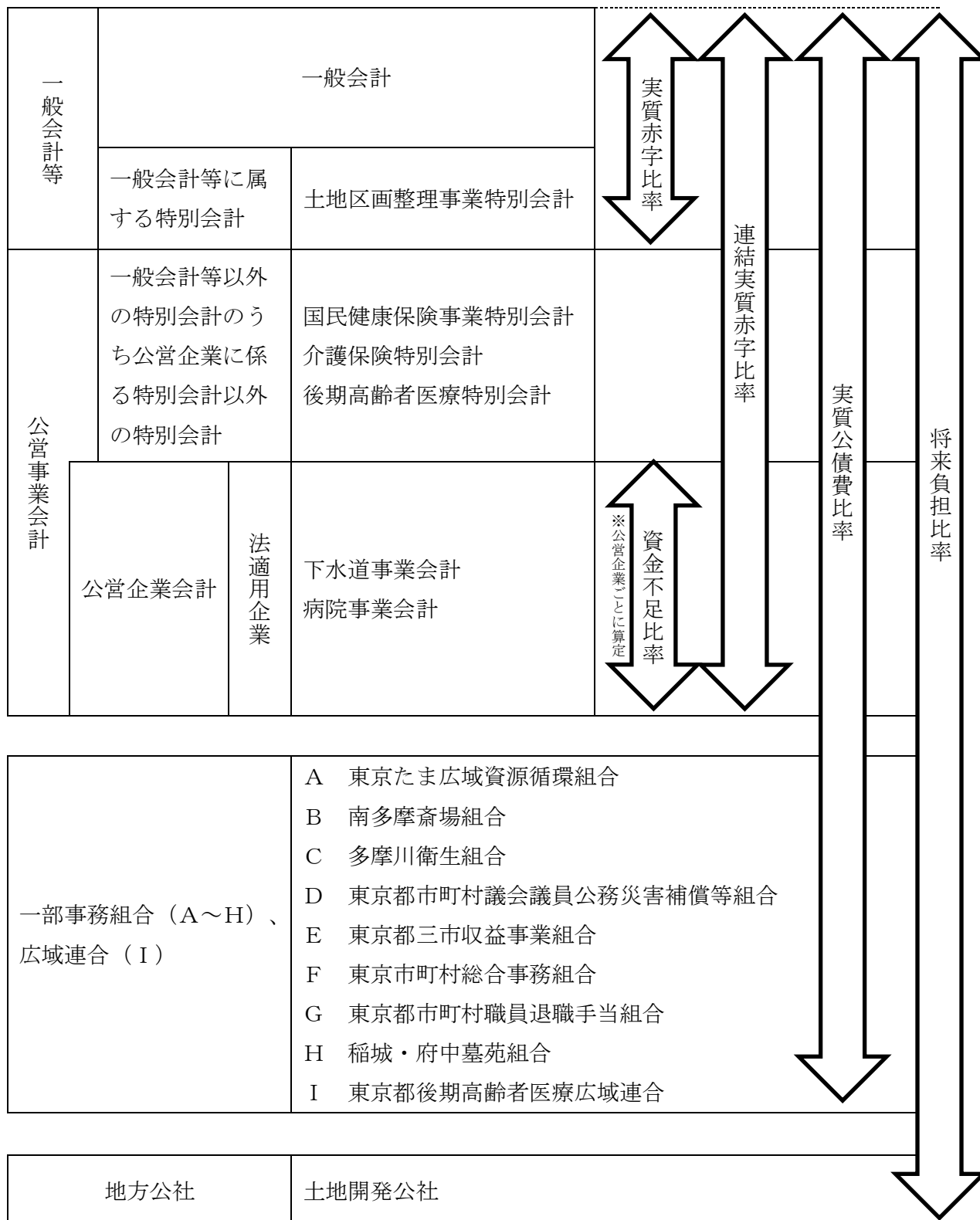
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和2年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象及び範囲

令和2年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類



2 審査の実施期間

令和3年7月16日から令和3年8月19日まで

3 審査の手続

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

指 標	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	非該当 (△ 5.16)	12.58	20.00
連結実質赤字比率	非該当 (△15.22)	17.58	30.00
実質公債費比率	3.0	25.0	35.0
将来負担比率	34.6	350.0	

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

第3 比率の概要

各比率については、次のとおりである。

1 実質赤字比率について

令和2年度の一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字額はなかった。

(単位：%、ポイント)

区分	令和2年度	平成31年度	増減
実質赤字比率	△5.16	△5.54	0.38

【算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (a)}}{\text{標準財政規模 (b)}}$$

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

一般会計等実質収支額の状況

(単位：千円)

区分	実質収支額		増減額
	令和2年度	平成31年度	
一般会計	938,857	973,965	△35,108
土地区画整理事業特別会計	501	501	0
計 (△赤字額) (a)	939,358	974,466	△35,108

標準財政規模の内訳

(単位：千円)

区分	令和2年度	平成31年度	増減額	
標準財政規模 (b)	18,191,145	17,574,142	617,003	
内訳	標準税収入額等	16,977,771	16,342,699	635,072
	普通交付税額	629,522	561,653	67,869
	臨時財政対策債発行可能額	583,852	669,790	△85,938

2 連結実質赤字比率について

令和2年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び地方公営企業会計の実質収支額は黒字であり、連結実質赤字額はなかった。

(単位：％、ポイント)

区分	令和2年度	平成31年度	増減
連結実質赤字比率	△15.22	△12.42	△2.80

【算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (c)}}{\text{標準財政規模 (b)}}$$

公立病院、下水道その他の地方公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

各会計の実質収支額及び資金不足・剰余額

(単位：千円)

区分		令和2年度	平成31年度	増減額
実質収支額	一般会計等	939,358	974,466	△35,108
	国民健康保険事業特別会計	0	0	0
	介護保険特別会計	217,711	188,633	29,078
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0
資金不足・剰余額	下水道事業会計	129,578	30,104	99,474
	病院事業会計	1,483,567	990,255	493,312
計(△赤字額) (c)		2,770,214	2,183,458	586,756

3 実質公債費比率について

平成30年度から令和2年度までの3か年平均の実質公債費比率は3.0%であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっていた。

(単位:%、ポイント)

区分	令和2年度 A	平成31年度 B	30年度	29年度	前年度増減 A-B又は C-D
実質公債費比率 (単年度)	3.40648	2.61471	3.04221	3.06680	0.79177
令和2年度実質 公債費比率(3 か年平均) C	3.0				0.1
平成31年度実質 公債費比率(3 か年平均) D		2.9			

【算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(d)} + \text{準元利償還金(e)}) - (\text{特定財源(f)} + \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)})}{(\text{3か年平均}) \times (\text{標準財政規模(b)} - \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)})}$$

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

実質公債比率算定項目の額

(単位:千円)

区分	令和2年度	平成31年度	平成30年度
元利償還金の額(d)	2,048,014	1,942,262	1,998,600
準元利償還金の額(e)	747,986	813,366	871,790
特定財源の額(f)	478,335	544,714	510,038
元利償還金及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(g)	1,757,868	1,798,425	1,884,035

4 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は34.6%であり、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっていた。

【算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(h)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (i)}{\text{標準財政規模(b)} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (g)}$$

地方公共団体の現在抱えている借入金（地方債）その他の負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

将来負担額等の状況

(単位:千円、%、ポイント)

区分	令和2年度	平成31年度	増減
将来負担額 (h)	33,770,144	34,356,703	△586,559
充当可能財源等の額 (i)	28,077,898	29,182,201	△1,104,303
標準財政規模 (b)	18,191,145	17,574,142	617,003
元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (g)	1,757,868	1,798,425	△40,557
将来負担比率 (h-i)/(b-g)	34.6	32.8	1.8

第4 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

(写)

稲監第 378 - 2 号
令和 3 年 8 月 20 日

稲城市長 高橋勝浩様

稲城市監査委員 牧 修
稲城市監査委員 池田英司

令和 2 年度資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和2年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象及び範囲

令和2年度資金不足比率（稲城市病院事業会計資金不足比率及び稲城市下水道事業会計資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施期間

令和3年7月16日から令和3年8月19日まで

3 審査の手続

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記の会計に関する資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

指 標	令和2年度	経営健全化基準
稲城市病院事業会計 資金不足比率	非該当 (△30.8)	20.0
稲城市下水道事業会計 資金不足比率	非該当 (△11.9)	20.0

備考：資金不足が生じていない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

第3 比率の概要

各比率については、次のとおりである。

【算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}(p)}{\text{事業の規模}(q)}$$

公立病院、下水道その他の地方公営企業の資金不足の大きさを、その地方公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したもの。

1 病院事業会計の資金不足比率について

令和2年度病院事業会計の資金不足額はなかった。

病院事業会計

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和2年度	平成31年度	増減
流動資産 (k)	2,274,839	1,901,139	373,700
流動負債 (l=m-n)	791,272	910,884	△119,612
流動負債 (m)	1,280,564	1,442,662	△162,098
控除企業債等 (n)	489,292	531,778	△42,486
資金不足額 (p=l-k)	△1,483,567	△990,255	△493,312
事業規模 (q=r+s+t)	4,805,320	6,184,878	△1,379,558
医業収益 (r)	4,524,000	5,903,558	△1,379,558
医業外収益			
救急医療に要する経費 (s)	184,180	184,180	0
保健衛生行政に要する経費 (t)	97,140	97,140	0
資金不足比率	△30.8	△16.0	△14.8

※資金不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

2 下水道事業会計の資金不足比率について

令和2年度下水道事業会計の資金不足額はなかった。

下水道事業会計

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和2年度	平成31年度	増減
流動資産 (k)	314,308	248,258	66,050
流動負債 (l=m-n)	147,218	174,029	△26,811
流動負債 (m)	647,654	730,516	△82,862
控除企業債等 (n)	500,436	556,487	△56,051
算入地方債の現在高 (o)	37,512	44,125	△6,613
資金不足額 (p=l+o-k)	△129,578	△30,104	△99,474
事業規模 (q=r)	1,082,044	1,053,909	28,135
営業収益 (r)	1,082,044	1,053,909	28,135
資金不足比率	△11.9	△2.8	△9.1

※資金不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

第4 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の病院事業会計及び下水道事業会計において資金不足は生じておらず、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。また、病院事業会計においては、財源の確保に留意しつつ、引き続き受診状況の変化が資金剰余額に及ぼす影響を注視する必要がある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。